

市町村合併による  
脱退・再加入で

# 平成17年度に あなたの介護保険料が 変わります！

◎市町村合併（脱退・再加入）による  
介護保険料の変更

◎「グループ別保険料」の導入

平成17年度から広域連合を構成する市町村が変わります。



**71** → **60**  
市町村 市町村

**脱 退**

津屋崎町、大島村、田主丸町  
北野町、城島町、三潆町

**再加入**

筑前町（三輪町・夜須町）  
東峰村（小石原村・宝珠山村）  
うきは市（吉井町・浮羽町）  
柳川市（柳川市・大和町・三橋町）

## 福岡県介護保険広域連合に加入の60市町村（平成17年4月1日予定）

### 粕屋支部

宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・  
新宮町・久山町  
糟屋郡久山町大字久原3168-1  
粕屋医師会館等広域施設3階  
☎ 092-652-3111 Fax 092-652-3106

### 遠賀支部

芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町  
遠賀郡遠賀町大字今古賀513  
遠賀町役場横 車庫棟2階  
☎ 093-291-5266 Fax 093-291-5281

### 鞍手支部

小竹町・鞍手町・宮田町・若宮町  
鞍手郡宮田町大字宮田20-5  
☎ 0949-34-5046 Fax 0949-34-5047

### 本 部

福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館内  
☎ 092-643-7055 Fax 092-641-2432

### 嘉穂・山田支部

山田市・桂川町・稲築町・碓井町・  
嘉穂町・筑穂町・穂波町・庄内町・額田町  
嘉穂郡稲築町大字鴨生392-1  
☎ 0948-20-5016 Fax 0948-20-5020

### 朝倉支部

杷木町・朝倉町・筑前町・東峰村  
甘木市大字甘木873-3  
甘木朝倉市町村会館内  
☎ 0946-21-8021 Fax 0946-21-8031

### 糸島支部

二丈町・志摩町  
前原市前原中央2-13-17  
☎ 092-331-2033 Fax 092-331-2036

### うきは・大刀洗支部

うきは市・大刀洗町  
うきは市吉井町699-1  
☎ 0943-74-5355 Fax 0943-74-5353

### 三潆支部

大木町  
三潆郡大木町大字八町牟田255-7  
☎ 0944-75-2172 Fax 0944-75-2175

### 八女支部

黒木町・上陽町・立花町・広川町・  
矢部村・星野村  
八女市大字津江565-3  
☎ 0943-25-2005 Fax 0943-25-2073

### 柳川・山門・三池支部

柳川市・瀬高町・山川町・高田町  
山門郡瀬高町大字小川16-3 山門三池郡自治会館内  
☎ 0944-64-1230 Fax 0944-64-1233

### 田川支部

田川市・香春町・添田町・金田町・糸田町・  
川崎町・赤池町・方城町・大任町・赤村  
田川市新町18-7田川自治会館内  
☎ 0947-49-1093 Fax 0947-49-1097

### 京都支部

犀川町・勝山町  
京都郡勝山町大字上田941-1  
☎ 0930-32-8032 Fax 0930-32-8034

### 豊築支部

豊前市・椎田町・吉富町・築城町・  
新吉富村・大平村  
豊前市大字八屋1702-5  
☎ 0979-84-1111 Fax 0979-84-1116

※朱書きは合併後、再加入する市町村

# 平成17年度に介護保険料を変更し、「グループ別保険料」を導入します。

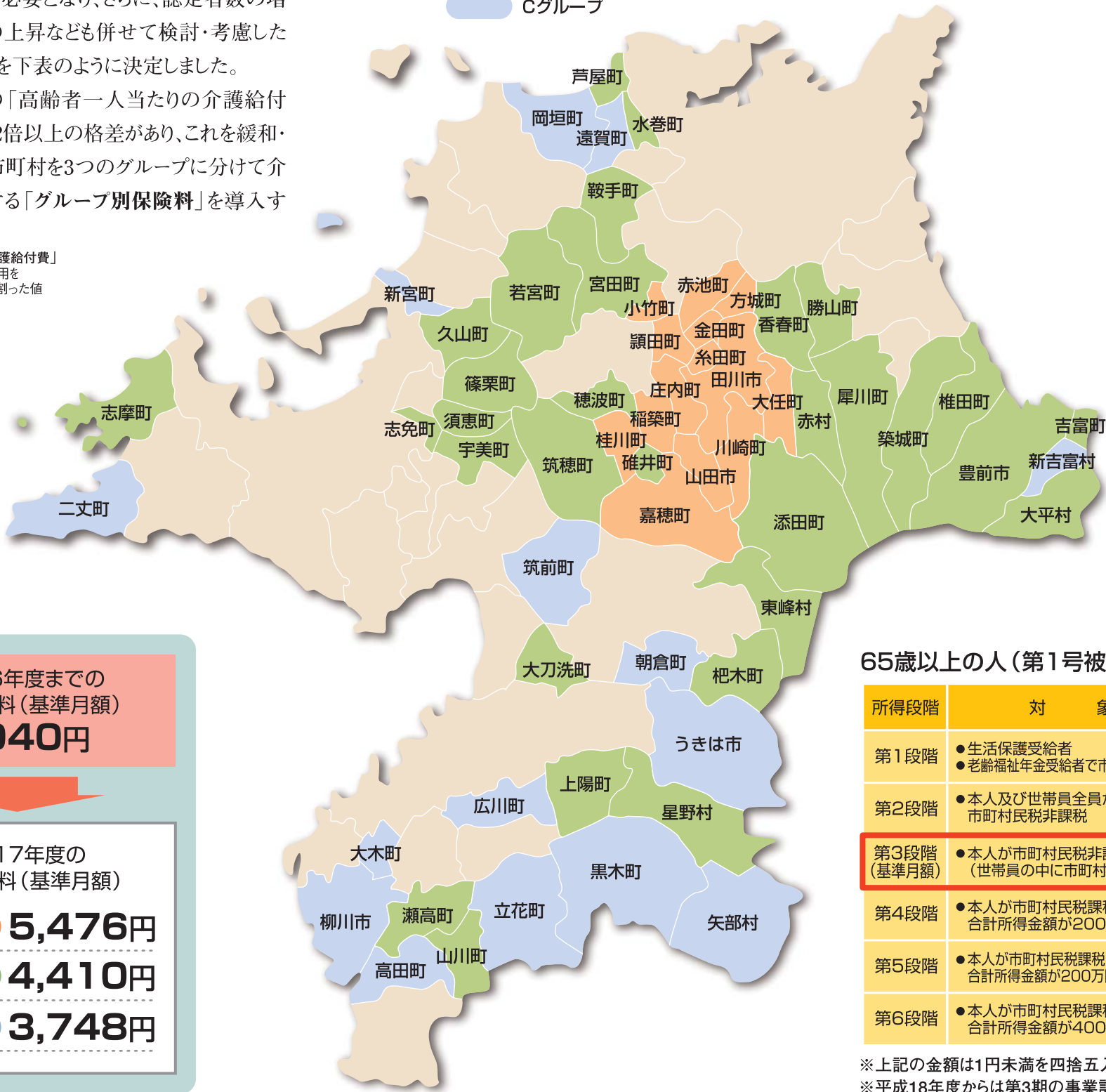
平成16年度の市町村合併による脱退と再加入により、17年度広域連合構成市町村は60市町村となります。これまでの71市町村の構成を前提とした介護保険料は見直しが必要となり、さらに、認定者数の増加と介護給付費の上昇なども併せて検討・考慮した結果、介護保険料を下表のように決定しました。

また市町村毎の「高齢者一人当たりの介護給付費※1」が、これまで2倍以上の格差があり、これを緩和・是正するために、市町村を3つのグループに分けて介護保険料を設定する「グループ別保険料」を導入することになりました。

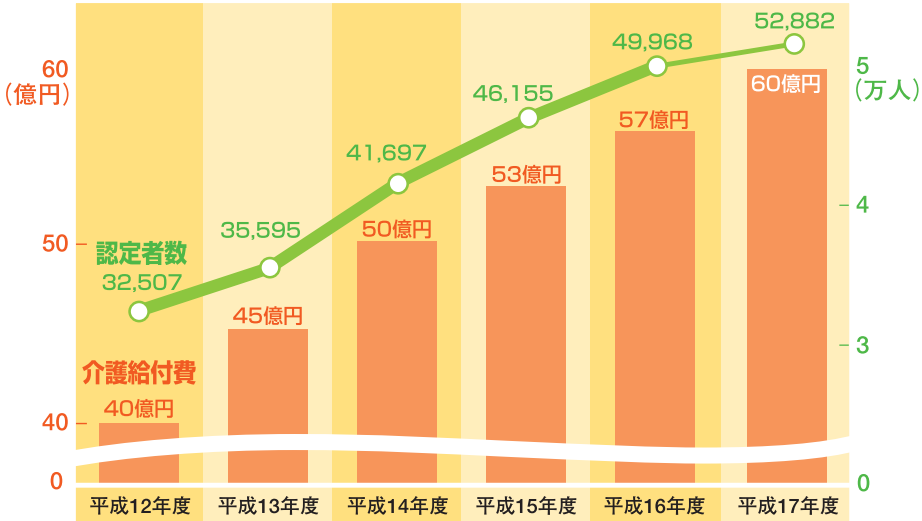
※1「高齢者一人当たりの介護給付費」  
利用した介護サービス費用を  
65歳以上の高齢者数で割った値

## 介護保険料グループマップ（60市町村） — 平成17年4月1日予定 —

- Aグループ
- Bグループ
- Cグループ



## 月額介護給付費及び認定者数の推移（60市町村ベース）



注1) 各年度の認定者数は10月1日現在  
注2) 平成16年度の給付費は平成16年12月支払分までの月平均額  
注3) 平成17年度は推計値

60市町村における認定者数と介護給付費を平成12年度から16年度の推移で見ると、認定者数で32,507人から49,968人と1.5倍以上にもなっており、17年度で50,000人を超えと思われます。介護給付費も4割近く上昇しており、平成16年度では月額給付費が57億円、17年度では約60億円が見込まれています。



## 65歳以上の人（第1号被保険者）の所得段階別介護保険料

| 所得段階        | 対 象 者                             | 基準月額 × 割合   | 平成16年度までの保険料 | 平成17年度の保険料 |        |        |
|-------------|-----------------------------------|-------------|--------------|------------|--------|--------|
|             |                                   |             |              | Aグループ      | Bグループ  | Cグループ  |
| 第1段階        | ●生活保護受給者<br>●老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯 | 基準月額 × 0.5  | 1,970円       | 2,738円     | 2,205円 | 1,874円 |
| 第2段階        | ●本人及び世帯員全員が市町村民税非課税               | 基準月額 × 0.75 | 2,955円       | 4,107円     | 3,308円 | 2,811円 |
| 第3段階 (基準月額) | ●本人が市町村民税非課税 (世帯員の中に市町村民税課税者がいる)  | 基準月額 × 1.0  | 3,940円       | 5,476円     | 4,410円 | 3,748円 |
| 第4段階        | ●本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満        | 基準月額 × 1.25 | 4,925円       | 6,845円     | 5,513円 | 4,685円 |
| 第5段階        | ●本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満 | 基準月額 × 1.5  | 5,910円       | 8,214円     | 6,615円 | 5,622円 |
| 第6段階        | ●本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上        | 基準月額 × 2.0  | 7,880円       | 10,952円    | 8,820円 | 7,496円 |

※上記の金額は1円未満を四捨五入  
※平成18年度からは第3期の事業計画に入りますので、この保険料とグループ分けについては、再度見直すことになります。

平成16年度までの  
介護保険料 (基準月額)

**3,940円**

平成17年度の  
介護保険料 (基準月額)

**Aグループ 5,476円**

**Bグループ 4,410円**

**Cグループ 3,748円**

# 介護保険料 Q & A

## Q1 なぜ、市町村合併で介護保険料が変わるの？

A

平成16年度の市町村合併により、広域連合から津屋崎町、大島村、田主丸町、北野町、城島町、三潆町が脱退し、筑前町(三輪町・夜須町)、東峰村(小石原村・宝珠山村)、うきは市(吉井町・浮羽町)、柳川市(柳川市・大和町・三橋町)が新たな市町村として加入することになります。平成17年度の構成数は71市町村から60市町村となり、広域連合全体の介護給付費(見込み)が変わること、また要介護認定者の大幅な増加と給付費の伸びも考慮して、今回介護保険料を変更しました。



## Q2 なぜ、「グループ別保険料」にするの？

A

広域連合における市町村毎の「高齢者一人当たりの介護給付費(介護サービスを利用した金額)」は、2倍以上の格差があり、今後も広がる傾向にあります。

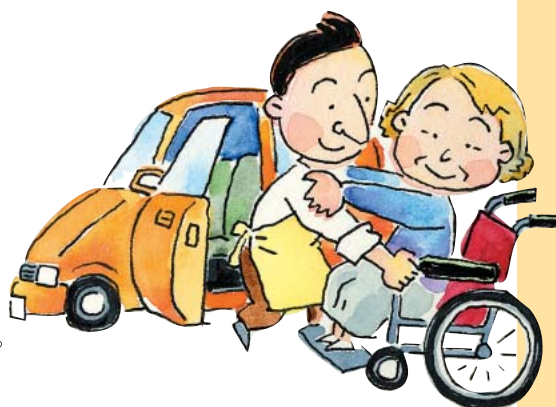
これまでは、相互扶助の精神の下、すべての構成市町村で同一保険料を負担していただいていたのですが、平成17年度から構成市町村を3つのグループに分けて、給付費の多い市町村には高い保険料を、給付費が少ない市町村には低い保険料を設定する「グループ別保険料」にすることとしました。



## Q3 グループはどうやって分けたの？

A

グループの分け方は、直近3年度分(平成13年度から15年度)の給付費の実績に基づき、「高齢者一人当たりの介護給付費(介護サービスを利用した金額)」が比較的大きい市町村を「Aグループ」、平均的な市町村を「Bグループ」、比較的小さい市町村を「Cグループ」として、3つのグループに分けました。



## Q4 年度途中で別のグループに引っ越したら保険料は変わるの？

A

いいえ、変わりません。例えば、AグループからCグループに転居されても、その年度はAグループの保険料のままです。ただし、広域連合外の市町村に転居される場合は、その市町村の保険料になります。